

一戸町総合計画審議会公募委員募集要項

1 趣旨

この要項は、一戸町総合計画審議会条例（平成 30 年条例第 12 号）第 6 条に規定する審議会委員のうち、一部を公募による委員（以下「公募委員」という。）とするための募集にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 募集期間

公募委員の募集期間は、令和 5 年 7 月 14 日（金）から令和 5 年 7 月 28 日（金）までとする。

3 応募資格

公募委員の応募資格は、中学生以下の子を持つ保護者又は岩手県外から転入した者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住民登録を有する 18 歳以上の者
- (2) まちづくりに興味や関心があり、総合計画の審議に協力できる者
- (3) 当町が設置する他の附属機関の委員でない者
- (4) 平日の日中に開催する会議に参加できる者
- (5) 一戸町の町議会議員又は職員でない者
- (6) 一戸町暴力団排除条例（平成 27 年条例第 19 号）第 2 条に定義する暴力団又は暴力団員等並びにその関係者でない者

4 募集人数

募集人数は 2 人とする。

5 職務内容

総合計画の評価及び次期総合計画の基本構想並びに基本計画の審議

6 委員任期

委嘱した日から令和 9 年 3 月末日まで

7 委員報酬

委員に選考され、審議会に出席したときは、1 回につき 6,000 円（源泉徴収前の額）の報酬を支払うものとする。また、交通費の支給は職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年条例第 8 号）の規定により支払うものとする。

なお、委員から辞退の申出がある場合は、支払わない。

8 応募方法・提出期限

一戸町総合計画審議会公募委員応募用紙に必要事項を記入のうえ政策企画課に持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出するものとする。

なお、応募用紙は政策企画課、各地区センターで配布するほか、ホームページからダウンロードするものとする。

(1) 提出期限

令和5年7月28日(金)17時必着

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれかとする。

(3) 提出先

① 持参、郵送 〒028-5311 一戸町高善寺字大川鉢24番地9 政策企画課

② 電子メール machi@town.ichinohe.iwate.jp

(4) 応募用紙の取扱

① 記載された個人情報、委員の選考以外の目的には使用しない。

② 提出された応募用紙は返却しない。

9 選考方法

公募委員の選考は、政策企画課において応募用紙を審査した後、別に定める選考基準により行うものとする。

10 選考結果

選考結果は、後日、メールにて応募者全員に通知するものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。